

グループホームひだまり 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置運営する、グループホームひだまり（以下「事業所」という。）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、認知症によって自立した生活が困難になった方々に対して、家庭的ななじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままを受け容れる温かい雰囲気、そして、それまで慣れ親しんできた生活の継続と残された能力をできるだけ活かした、安心と尊厳のある生活を支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所を利用するに至るまでの家での暮らし、地域での暮らし、一人ひとりが暮らしてきた生活の記憶を大切にし、個人の生活スタイルや想いが尊重された家庭的な空間を提供する。
- 4 利用者の内に秘めた可能性（残存能力）を最大限に引き出し、生き甲斐を見つけるための援助に努める。
- 5 常に提供したサービスの質の評価を行なうとともに、定期的な外部評価を受け入れ、透明性のある施設運営を行なう。
- 6 事業所の利用者は、地域社会の一員であることを念頭に置き、決して地域から疎遠にならぬよう、地域との交流を積極的に援助していく。
- 7 事業所は、利用者とその家族及び職員が協同で、その利用者の新たな生活を構築していく場である。
- 8 ケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を確保する観点から、利用者の家族や地域の関係者を含めた「運営推進会議」を設置する。運営推進会議に関する規則についての詳細な事項は、別に定める。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム ひだまり
- (2) 所在地 高知県高岡郡四万十町久保川4 1 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1 名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、また、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、関係医療機関等との連絡・調整を行なう。

- (3) 介護職員 日中：入居者3名に対して常勤換算法で1名以上
夜間：夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上
介護職員は、利用者に対して家庭的なゆとりのある介護及び支援を行なう。

(事業所の利用定員)

第6条 利用定員18名、全室個室とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、着替え等の介助（本人の自立性を尊重した介護に努める。）
- (2) 食事、その他の家事等（利用者と共にやろうとする）
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 日常生活の中で心身機能向上につながる活動（買い物、園芸等）の援助
- (5) 社会活動の参加（地域交流）の援助
- (6) 日常的な相談、援助の他、行政機関に対する手続きの代行等
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。その都度、介護計画書を交付する。
- 3 利用者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行なう。

(事業の利用料等)

第9条 事業所が提供する事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領のサービスであるときは、その額の1割、2割又は3割の額とする。ただし、次に掲げる事項については別に利用料の支払いを受ける。

- (1) 家賃 月額 13,000円
- (2) 食費 1食 400円
- (3) 水道光熱費 月額 10,000円
- (4) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費とする。

- 2 前各項の費用の支払いを含むサービスを提供する際は、事前に利用者及びその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で同意を得る。また、併せて、その契約に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用者負担金徴収方法

利用者負担金は、利用月の月末締めで1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求する。同月末までに、原則として口座振替とする。ただし、口座振替以外の徴収方法を希望する場合は、指定口座振込み、又は現金支払いとする。

4 利用者の金銭管理の取り扱いに関する規程は、別に定める。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 事業の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(身体拘束等)

第11条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動制限を行わない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態及びやむを得ない理由等を記録し、家族の同意を得なければならないものとする。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を誓約書に定め、退職時に提出させるものとする。

(緊急時における対応)

第13条 利用者の心身の病状に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は協力医療機関である国保十和診療所、又は国保大正診療所と連絡をとり、管理者に報告し、適切な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び市町村等関係機関に連絡するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第14条 事業のサービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情又はハラスメントに迅速に対応するため、相談窓口の設置などの必要な措置を講ずる。

(衛生管理)

第15条 職員は、事業を提供するにあたり、必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意しなければならない。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、管理者に連絡をし、関係市町村、又は当該利用者にかかる関係機関に連絡を行い、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なう。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第19条 管理者は、非常災害その他緊急事態の発生に備え、消防機関との協力体制をとり、6か月に1回以上の避難訓練を実施するものとする。

2 管理者は、災害発生時の避難経路等について、職員及び利用者に周知するものとする。

3 管理者は、常に防災設備及び災害発生の恐れのある個所の点検のほか暖房、電気器具等につき災害発生防止に万全を期すよう努める。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修の機会を随時設け、業務体制を整備する。

2 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。なお、利用者に対するサービスの提供に関する記録等は、その完結の日から2年間保存することとする。

(業務継続計画)

第21条 事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して認知症対応型共同生活介護事業の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第22条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努める。

(雑 則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、事業所の代表者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月26日から施行する。(平成18年12月26日一部改正)

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。(平成21年10月1日一部改正)

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。(平成25年11月26日一部改正)

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。(令和元年10月17日一部改正)

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。(令和2年6月1日一部改正)

附 則

この規程は、令和2年9月14日から施行する。(令和2年9月14日一部改正)

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行する。(令和3年6月3日一部改正)

附 則

この規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(令和6年5月9日一部改正)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月16日一部改正)